

平成 年 月 日

従業員各位

## マイナンバー提出のお願い

平成28年1月よりマイナンバー制度が開始されます。制度開始に伴い、従業員である皆様及び扶養している家族のマイナンバーを提出していただく必要があります。

つきましては、以下の内容をご確認のうえ、別紙「マイナンバー報告書」を提出していただきますようお願いいたします。

### 1. マイナンバーの利用目的

以下の行政手続きで従業員の皆様及び扶養家族のマイナンバーを使用いたします。

- ・雇用保険の届出等に関する事務
- ・健康保険・厚生年金保険届出等に関する事務
- ・給与・賞与・年末調整の所得税源泉徴収等に関する事務
- ・源泉徴収票の作成、提出に関する事務
- ・退職所得の源泉徴収票の作成、提出に関する事務
- ・国民年金第3号被保険者に関する事務

なお、当社は一部手続きを税理士及び社会保険労務士に委託しているため、行政手続きに必要な範囲でマイナンバーを税理士及び社会保険労務士に提供します。

### 2. 本人確認書類

会社がマイナンバーを取得する際は、正しい番号であることの確認（番号確認）とそのマイナンバーにより識別される特定の個人と同一の者であることを確認（本人確認）しなければなりません。原則として、従業員本人は次の書類（コピー）が必要になります。

- (1) 個人番号カード（平成28年以降提出の場合）
  - (2) 通知カード＋顔写真付き証明書1点（運転免許証、パスポート、住基カード、在留カード等）
  - (3) 通知カード＋顔写真無し証明書2点（健康保険証、年金手帳、住民票、児童扶養手当証書等）
- ※過去に本人確認を行っており、本人であることが明らかな場合の本人確認書類は省略可ですが、通知カード（コピー）は提出してください。

### 3. 国民年金第3号被保険者

国民年金第3号被保険者は法令上、第3号被保険者が会社を通じて行政機関へ届出をすることになっており、会社が第3号被保険者への利用目的の通知、マイナンバーの取得、本人確認をしなければなりません。そのため、第3号被保険者に来社いただき直接提出していただくか、従業員である配偶者に代理人となっていただくかのどちらかの方法をとる必要があります。

当社としては、従業員に代理人となっていただきますので、別紙「マイナンバー報告書」の委任欄に自署または記名押印してください。また、通知カード（コピー）は提出してください。

### 4. 国民年金第3号被保険者以外の扶養家族

扶養している家族がいる場合は、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に扶養親族のマイナンバーを記載する必要があります。また、健康保険の被扶養者もマイナンバーが必要です。従業員が個人番号関係事務実施者に該当し、従業員が扶養家族のマイナンバーと本人確認を行わなければなりません。